社会福祉法人　睦会　総合福祉施設 須坂やすらぎの園

介護福祉士実務者研修事業学則

（事業者の名称・所在地）
第1条　本研修は、次の法人が実施する。
　（1）法人の名称　社会福祉法人 睦会
　（2）所在地　長野県長野市篠ノ井杵淵字新田前 213-4
　TEL.026-293-2600　FAX.026-293-2959

（研修の目的）
第2条　地域住民の介護職場への関心は高まりを見せている。そのニーズに対応すべく、人材の育成と研修の場を設けることにより、介護福祉士を目指す全ての人に基本的な介護技術や知識を習得する為の機会を提供し、もって、在宅介護支援と地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

（研修の名称及び会場、方法）
第3条　研修事業の名称は次の通りとし、以下の方法で実施する。
　⑴ 研修の名称　介護福祉士実務者養成所 やすらぎの園
　⑵ 研修の会場　・総合福祉施設 須坂やすらぎの園「地域交流研修所」
　長野県須坂市大字日滝字寺窪 2887-1
　TEL.026-246-4600　FAX.026-246-4771
　・長野刑務所内　職業訓練第 1 教室
　長野県須坂市大字須坂 1200
　TEL.026-248-1114(作業直通)　FAX.026-248-1115
　⑶ 研修の方法　通信課程

（受講期間及び定員等）
第4条　受講期間及び定員等については、以下の通りとする。
　⑴ 受講期間：『須坂やすらぎの園』6 か月（毎年 5 月 1 日～11 月末）
　『須坂やすらぎの園』6 か月（毎年 9 月 1 日～翌年 3 月末）
　『長野刑務所』9 か月
　⑵ 受講定員：30 名（最少催行人員 10 名）
　⑶ 学 級 数：2 学級
　⑷ 総 定 員：60 名

（養成課程及び履修方法）
第5条　養成課程の種類は「通信課程」とし、履修方法について、別表 1 のとおり通信指導及び添削指導並びに面接授業とする。
　2　養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成の設置及び運営に係る指針について」（平成 20 年 3 月 28 日社援発第 0328001 号厚生労働省社会・援護局通知（以下「国指針」という。）別表第 5 に定める内容に準拠する。

（履修免除）
第6条　既に訪問介護員養成研修等の研修修了者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について」（平成 23 年度 11 月 4 日社援基発 1104 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）に基づき、別表 2 に定めるところにより履修を免除することができる。

（面接授業の会場）
第7条　面接授業の会場は、事業所の所在地とする。

（休業日）
第8条　休業日は次の通りとする。但し、研修責任者が必要と認める場合は、休業日を変更する事ができる。
⑴　年末年始（12 月 30 日から 1 月 3 日まで）
⑵　夏季休業（8 月 13 日から 8 月 15 日まで）

（養成課程及び授業時間数）
第9条　養成課程及び授業時間数は、別表 2 のとおりとする。

（入学日）
第10条　入学日は毎年 5 月 1 日とする。

（入学資格）
第11条　入学資格は、現に介護等の業務に従事し、今後介護福祉士の資格取得を目指している人。且つ、面接授業への出席に支障のない範囲に居住している人。

（入学者の選考）
第12条　入学者選考規定によって選考し、決定通知を送付する。
入学者選考実施規定は次の通りとする。
⑴　当法人指定の申し込み用紙に必要事項を記入し、署名の上申し込む。
「訪問介護員養成研修 1 級課程修了証明書（写）」
「訪問介護員養成研修 2 級課程修了証明書（写）」
「初任者研修終了証明書（写）」
「介護職員基礎研修修了証明書（写）」も併せて添付する。
但し、定員に達した時点で申し込みは終了する。
⑵　入学者の選考、決定を行い、決定通知と共に受講料等支払いのための書類を入学者宛に送付する。
⑶　入学者は指定の期日までに受講料を納入する。

（入学手続）
第13条　入学手続は以下のとおりとする。
⑴　入学が決定した者は、指定期日までに所定の受講料を支払わなければならない。
（支払方法は現金払いとする。）
⑵　前項の入学手続を完了した者について入学を許可する。

（入学者の本人確認）
第14条　入学者の本人確認は、以下の方法で行う。
入学申し込み受付時に公的な身分証明書（運転免許証等）を持参し、事務職員が確認する。

（研修期間）
第15条　研修期間は 1 ヶ月以上とし、12 ヶ月まで受講を延長することができる。

（在籍年限）
第16条　在籍年限は 1 年以内とする。但し、やむを得ない場合については手続きの上、2 年までとする。

（休学）
第17条　入学者が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとするときは、休学届にその事由を明らかにする書類（診断書等）を添えて提出し、当法人の承認を得なければならない。

（復学）
第18条　前条の者が復学しようとするときは、復学願を提出し、当法人の許可を受けなければならない。

（退学）
第19条　退学しようとするときは、退学願を提出し当法人の許可を得なければならない。

（学習の評価）
第20条　学習の評価は以下の通りとする。
(1) 各科目の到達目標に従い、内容の理解度を確認する。
(2) 受講生自身が問題点を把握できるように、学習に対する指導を記載する。
(3) 課題問題は、テキストを参考にして自宅で学習し、提出締切日までに提出する。

（修了の認定）
第21条　修了の認定については次の各号を満たした受講生とする。
(1) 受講料を全額支払っていること。
(2) スクーリングにすべて出席すること。
(3) 添削課題問題にすべて合格すること。（合格点は 100 点満点中 70 点以上）
(4) 医療的ケア・筆記試験において 90 点以上をとり、演習に参加すること。
(5) 医療的ケア演習で一定の基準に達すること。
(6) 介護過程Ⅲ・実技の評価で合格すること。
(7) 介護過程Ⅲ・各科目の小テストで 100 点満点中 70 点以上をとること。
(8) 不合格の場合には追試を行う（追試料 2,000 円）。追試は 2 回までとし、（履修の評価は 70 点とする）不合格の場合、3 回目にレポートを提出し、合格しなければならない。

（補講について）
第22条　受講生の欠席を研修責任者がやむを得ない事情であると認めた場合は、補講を受けることにより当該科目に出席したものとみなす。尚、補講は、研修開始日から 2 年以内に実施することとする。費用については第 24 条に記載。

（修了証書等の交付）
第23条　修了を認定された者に対し、第 4 条に示した受講期間最終日に修了証明書を交付する。また、一部修了した科目がある者は、履修証明書を交付する。

（受講料）
第24条　当研修の受講料は、次の通りとする。（税込、テキスト代含む）
(1) 認知症介護実践者研修修了者　：　106,944 円
(2) 喀痰吸引等（1 号/2 号）研修修了者　：　101,852 円
(3) 介護職員初任者研修修了者　：　81,481 円
(4) 訪問介護員研修 2 級課程修了者　：　81,481 円
(5) 訪問介護員研修 1 級課程修了者　：　71,296 円
(6) 介護職員基礎研修修了者　：　37,562 円
(7) 上記(1)から(6)以外の人　：　112,037 円

2　前項に定める受講料について、生計困難並びにやむを得ない事由等により受講料の支払いが困難な人に対して、受講生からの申請に基づき、研修責任者が審査した上で、受講料の一部若しくは全額を減免できる。減免については、別紙運用細則に基づき、決定する。

3　補講については有料とする。1 時間につき 2,000 円を受講費用とは別に申し受けることとする。但し、特別な場合は、研修責任者と法人が協議して補講に係る費用を減免できることとする。

（受講料の返還）
第25条　やむを得ない事情であると認めた場合以外の、既に納入された受講料については、原則として返還しない。

（卒業）
第26条　所定の期間在籍し、第 20 条、第 21 条により課程修了認定を受けた者が修了できる。

（事業の組織）
第27条　教職員組織は次の通りとする。
(1)　研修責任者（統括施設長）
(2)　事務職員
(3)　教務に関する主任者
(4)　介護過程Ⅲ担当教員
(5)　医療的ケア担当教員
(6)　その他教員

（受講の取り消し）
第28条　次に掲げるいずれかに該当する者は、研修責任者の判断により受講を取り消すことができることとする。
(1)　研修に臨む意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
(2)　研修に臨む態度が著しく悪く、カリキュラムの進行を妨げる者。
(3)　他の受講生の学習を妨げる者。
(4)　その他、研修責任者が不適当とみなした者。
2　受講を取り消されたものは、履修した当該研修について全て無効とし、当施設は受講者からの受講料返金の申し出にも応じないこととする。

（個人情報の管理）
第29条　当該研修における個人情報について厳正に管理する。
(1)　当事業者は、受講生等の個人情報を不当な目的に使用しない。
(2)　受講者には、講義や実習で知りえた個人情報を不正に使用することがないよう誓約書の提出を求める。

（通信養成を行う地域）
第 30 条　通信養成を行う地域は、以下の通りとする。
1. 須坂市
2. 長野市
3. 中野市
4. 飯山市
5. 小布施町
6. 山ノ内町
7. 飯綱町
8. 信濃町
9. 高山村
10. 栄村
11. 野沢温泉村
12. 木島平村

（その他）
第 31 条　　当該研修に関する要望又は苦情について次の通り、窓口を設ける。
　苦情受付部署：総合福祉施設 須坂やすらぎの園　総務課　電話：026-246-4600

第 32 条　　この学則に定められていない事項について、必要があると認められる場合は、当施設が定めることとする。

（附則）
・この学則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。
・平成 30 年 11 月 26 日一部改正
・令和 3 年 8 月 1 日一部改正
・令和 4 年 2 月 1 日新カリキュラムに変更

（別表 1）科目及び履修方法

指定規則に定める科目及び時間数（時間）	本研修時間数（時間）	履修方法
人間の尊厳と自立（5）	5 時間	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答させ、通信指導及び添削指導により履修する。
社会の理解Ⅰ（5）	5 時間	同上
社会の理解Ⅱ（30）	30 時間	同上
介護の基本Ⅰ（10）	10 時間	同上
介護の基本Ⅱ（20）	20 時間	同上
コミュニケーション技術（20）	20 時間	同上
生活支援技術Ⅰ（20）	20 時間	同上
生活支援技術Ⅱ（30）	30 時間	同上
介護過程Ⅰ（20）	20 時間	同上
介護過程Ⅱ（25）	25 時間	同上
介護過程Ⅲ（45）	45 時間	面接授業にて履修する（スクーリング）
こころとからだのしくみⅠ（20）	20 時間	テキストを精読し、各自の理解度を深めた上で、本施設が提示する課題に回答させ、通信指導及び添削指導により履修する。
こころとからだのしくみⅡ（60）	60 時間	同上
発達と老化の理解Ⅰ（10）	10 時間	同上
発達と老化の理解Ⅱ（20）	20 時間	同上
認知症の理解Ⅰ（10）	10 時間	同上
認知症の理解Ⅱ（20）	20 時間	同上
障害の理解Ⅰ（10）	10 時間	同上
障害の理解Ⅱ（20）	20 時間	同上
医療的ケア（50）	50 時間	同上
医療的ケア（演習）	12 時間	面接授業にて履修する（スクーリング）
合計	462 時間	

（別表 2）

科	目		免除の有無						
	授業時間数								
	通信	面接	右記に該当しない人	訪問介護員研修2級修了者	初任者研修	訪問介護員研修1級修了者	認知症介護実践者研修	喀痰吸引等（一号・二号）研修	介護職員基礎研修修了者
人間の尊厳と自立	5 時間	-	-	○	○	○	-	-	○
社会の理解Ⅰ	5 時間	-	-	○	○	○	-	-	○
社会の理解Ⅱ	30 時間	-	-	-	-	○	-	-	○
介護の基本Ⅰ	10 時間	-	-	○	○	○	-	-	○
介護の基本Ⅱ	20 時間	-	-	○	-	○	-	-	○
コミュニケーション技術	20 時間	-	-	-	-	○	-	-	○
生活支援技術Ⅰ	20 時間	-	-	○	○	○	-	-	○
生活支援技術Ⅱ	30 時間	-	-	○	○	○	-	-	○
介護過程Ⅰ	20 時間	-	-	○	○	○	-	-	○
介護過程Ⅱ	25 時間	-	-	-	-	○	-	-	○
介護過程Ⅲ	-	45 時間	-	-	-	-	-	-	○
こころとからだのしくみⅠ	20 時間	-	-	○	○	○	-	-	○
こころとからだのしくみⅡ	60 時間	-	-	-	-	○	-	-	○
発達と老化の理解Ⅰ	10 時間	-	-	-	-	○	-	-	○
発達と老化の理解Ⅱ	20 時間	-	-	-	-	○	-	-	○
認知症の理解Ⅰ	10 時間	-	-	-	○	○	○	-	○
認知症の理解Ⅱ	20 時間	-	-	-	-	○	○	-	○
障害の理解Ⅰ	10 時間	-	-	-	○	○	-	-	○
障害の理解Ⅱ	20 時間	-	-	-	-	○	-	-	○
医療的ケア※	50 時間	12 時間	-	-	-	-	-	○	-
合計	462 時間		462 時間	307 時間	307 時間	107 時間	432 時間	400 時間	62 時間

※上記表内の○については、免除科目を表す。